

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

下記委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年4月1日

室戸市長 植田 壯一郎



(1) 物品又は役務の名称及び数量	佐喜浜小学校児童送迎車輛運行業務 別添仕様書参照
(2) 契約を締結した日	令和6年4月1日
(3) 契約者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	公益社団法人 高知県シルバー人材センター連合会 高知市札幌3-28
(4) 契約金額	基本料金 1,298円/時間(消費税別)
(5) 契約者を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであり、かつ見積金額が予定価格を下回ったため。
(6) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市教育委員会事務局 学校教育課 室戸市浮津25番地1

児童送迎車輛運行仕様書

1 委託業務名 令和6年度佐喜浜小学校児童送迎車輛運行業務

2 業務内容 下表の運行業務を基本とする。
月に2回程度の洗車等の使用車輛の管理を行う。

ムーブ

小型(D車)
(4人乗り)

登校時	時刻	下校時	時刻
入木発	7:35	佐喜浜小発	15:30
佐喜浜小着	7:50	入木着	15:45

※洗車作業は、送迎作業時間外の2時間で行う。

注：①学校行事等の都合によって変更する場合がある。

特に、午前中に授業終了の折りには、下校時間を学校から連絡します。

②学校教育課長の命により、就業先の学校が変更する場合がある。

3 期間 令和6年4月8日から令和7年3月31日

4 法令の遵守 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、交通安全
・交通事故防止・安全運転を心がけること。

5 業務従事の適正配置と名簿提出

業務の遂行に適した者を配置するとともに、従事者名簿を教育委員会に提出すること。

6 異常及び事故発生時

委託業務中の事故・異常が発生した場合は、速やかに適切な措置を行い、教育委員会及び関係者へ報告すること。事後に、状況を記した書類を教育委員会に提出すること。